

## 「eシールに係る指針(第2版)(案)」に対する意見募集の結果

■意見募集期間 : 令和6年3月8日(金)～令和6年3月27日(水)

■意見提出件数 : 6件

■意見提出者

	意見提出者
1	株式会社帝国データバンク
2	セコムトラストシステムズ株式会社
3	一般社団法人デジタルトラスト協議会
4	公益社団法人日本文書情報マネジメント協会
—	個人(2件)

※頂いた御意見につきましては、原文を御意見ごとに分割して記載しております

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
<b>【総論】</b>				
1	株式会社帝国データバンク	—	指針改定に、賛同いたします。	本指針（案）の賛同のご意見として承ります。
2	一般社団法人デジタルトラスト協議会	—	全般 本指針は、e シールに係る一定の指針であり、曖昧なものであってはいけないものの、世界中でデジタル化が進んでいる中で、環境の変化に合わせて、改訂する方策を示したことは、大変意義のあることと考えます。  特に、e シールの定義、保証レベルの整理、組織識別子、実在性確認、共通証明書ポリシーOID体系について、指針として整理されたことは、本会議の成果であると考えます。	本指針（案）の賛同のご意見として承ります。
3	公益社団法人日本文書情報マネジメント協会	—	e シールに係る指針 本指針によって、公に認められたシールを発行する仕組みについて決定づけられたものと考えます。 私共といたしましてもこの指針に基づき、文書やデータの信頼性を維持して、取り扱っていくためにシール・署名・タイムスタンプをより有効に取り扱っていただけることを希望いたします。	本指針（案）の賛同のご意見として承ります。
<b>【第1章 eシールとは】</b>				
4	公益社団法人日本文書情報マネジメント協会	第1章 eシールとは	e シールに係る指針 1. シールとは シールの発行については、本指針で、発行者ならびに認証者については、役割等が設定されたと認識しています。 一方、シールの役割については、利用者の責任において、設定する必要があり、シールを使用することにより文書やデータの信頼性を高められることが説明できません。 シールの商取引での法的な役割を設定することにより、信頼のおける文書、データが授受できるようになることを期待します。	頂いたご意見については、参考として承ります。
<b>【1.1 eシールの定義】</b>				
5	株式会社帝国データバンク	1.1 eシールの定義	5ページ 1. 1 eシールの定義 改定内容に賛同いたします。	本指針（案）の賛同のご意見として承ります。
6	セコムトラストシステムズ株式会社	1.1 eシールの定義	指針(第2版) 1.1 eシールの定義 eシールの定義として、「出所または起源を示すためのものであること」「改変が行われていないかどうかを確認することができるもの」とすることに賛同いたします。 また、名称を「eシール」とすることに賛同いたします。	本指針（案）の賛同のご意見として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
【1.2 eシールと電子署名の異同】				
7	個人	1.2 eシールと電子署名の異同	<p>eシールに係る指針（第2版）（案）第1章1.2 eシールと電子署名の異同についての意見</p> <p>指針においては、電子署名とeシールは、前者が自然人の意思表示を内容とする電子文書を対象とし、後者は意思表示を内容とし、ものに区別され、前者の例として、電子契約や電子申請、後者の例として、請求書や領収書などが挙げられている。</p> <p>上では、発行者が企業等の場合を想定していると思われるが、個人（自然人）の場合を考えよう。この場合に、個人が紙文書に署名できるのは、文書内容が意思表示の場合に限られない。法的意味の程度や必要度はともかく、文書すべてに署名することができるはずである。実際、請求書や領収書に署名することは実社会でも多い。これらは、訴訟になったときに、消滅時効の更新や再度の請求を阻止するための証拠として役立つ。ここで、請求の意思や弁済確認の意思などの本人の意思活動は、いわゆる狭義の「意思表示」ではないけれども、それに準ずるものとして、錯誤や詐欺・強迫などの意思表示のルールの準用があり得るとされている。同様に、指針では意思表示を含むものとされる電子申請も、官公署に対する申請ならば、厳密には「意思表示」とは言えず、これも意思表示のルールが準用される場合と言えよう。以上のように、やや仔細に見れば、意思表示を含むか否かは、それほど自明のものではない。また、意思表示を含まない場合について、含む場合と異なる扱いを常にすべきだということにもならない。グレーな部分がどうしても存在するのである。</p> <p>だから、個人が電子署名をする場合にも、文書内容に意思表示を含むか否かは区別の基準にはならない。その必要度の程度はともかく、電子請求書や電子領収書に電子署名を付していればよいわけである。電子署名法にも、電子文書の内容が意思表示である場合に限るという用途の限定はないと思われる。</p> <p>では、企業等の場合に、意思表示の有無で、電子署名とeシールを使い分ける必然性はどこにあるのだろうか。文書の重要度に着目したのだろうか。電子証明書の発行者なり主体者の箇所に組織名が出るか否かの違いだろうか。電子署名では法人代表者の電子署名、eシールでは法人自体のeシールを使い分け、棲み分ける点については、eシールの場合でも、技術的には電子署名と同様の公開鍵暗号系を用い、eシールの場合でも、生成者は組織の代表者等として申請意思確認を経るものとされている（指針第2章2.2）。電子署名の場合には、自然人である代表者等が電子証明書の発行者なり主体者名に出るが、eシールの場合には、代表（代理）の効果の帰属先である組織名が直接それらの項目に現れるような形であるが、代表者等はeシール生成者として申請意思確認を経るので、そのような帰属作用は内部化されているだけとも言える。さらには、まだ扱いが流動的とされている個人事業者もeシールを発行できるとすれば、自然人である個人事業者は、実益はともかく、同一文書について、電子署名かeシールを付するかの選択ができることにはなろう。</p> <p>なお、指針（第2章2.2）において、「生成者」の実在性確認と申請意思確認をそれぞれ説明する際に、実在性確認の際には生成者は組織等を指し、申請意思確認の際には自然人である代表者等を指しているように読み、一貫していないようだが、それでいいのだろうか。</p> <p>以上の事情を考慮すると、電子文書内容が意思表示を含むか否かで、電子署名とeシールが截然と論理的に使い分けられるというよりは、文書の重要度の一応の基準にすぎず、代表者等の電子署名は何に對しても付することができるのだけれども、便宜上、電子証明書に組織名だけを出す方法（代表者等を出すまでもない用途）も考えられ、これが組織等の画一的かつ大量発行の需要（特に保証レベル1の場合）にも対処できそうであり、セキュリティ的には、（保証レベルで若干差をつけつつも）電子署名の場合と同様の基準で運用するから問題なく、コスト上も使い勝手の上でも、よろしいと説明する方が、国民に対して説得的ではあるまいか。</p>	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
<b>【1.3 eシールの保証レベル】</b>				
8	セコムトラストシステムズ株式会社	1.3 eシールの保証レベル	<p>指針(第2版) 1.2 eシールの保証レベル eシールの保証レベルを「レベル1：eシールの定義に合致するもの」、「レベル2：十分な水準を満たしたトラストアンカーによって信頼性が担保されたeシール」と分類することに賛同いたします。</p> <p>一方で、各レベルのeシールが具体的にどのようなユースケースでもちられるべきかについては、引き続き検討いただくことに期待いたします。一般の商取引などのシーンではレベル1のeシールが広く用いられるものと思慮いたしますが、そうなるレベル2のeシールはどのようなユースケースで用いられるのが疑問です。レベル2のeシールを利用するユースケースが限定的となる場合、結果として認定eシール認証業務を取得した事業者のビジネスが成立しない可能性があるため、認定制度が維持できなくなってしまうことを危惧致します。</p>	<p>本指針（案）の賛同のご意見として承ります。</p> <p>また、各保証レベルのeシールが求められるユースケースについては、eシールを社会に広く普及させるため、引き続き精査を行っていく予定です。</p>
<b>【1.4 eシールのユースケース】</b>				
9	個人	1.4 eシールのユースケース	<p>(B) === 指針第2版に関して (1.4 ユースケース) 図2において、工業等の資格証明書がレベル2にカテゴリ化されている一方で、在学・卒業証明書がレベル1にカテゴリ化されていることに違和感があります。1.4.1節の(丸1)において「工業等の資格証明書」の活用事例が紹介されていますが、大学などでの「在学・卒業証明書」でも全く同じeシール利用が、特に就職や転職などの場面において活用されると考えます。</p> <p>「工業等の資格証明書」での利用回数よりも、後者の「在学・卒業証明書」の方が圧倒的に利用者数も利用回数も多い場面と考えられることからeシール活用を促進するのであれば「在学・卒業証明書」もレベル2に引き上げるべきと考えます。「在学・卒業証明書」がレベル1にカテゴリ化されるようであれば、eシールでの提出は十分信頼できないものであるとの誤った認識から、紙での提出からeシール提出へのシフトは進まないでしょう。</p> <p>現在も「在学・卒業証明書」においては一部サービスが行われていますが、レベル1であることが主要因なのかもしれませんが、検証時に当該教育機関から発行されたように見えず（注：発行者の名称が異なる）、検証側（例えば就職先や転職先）で本当に正しい「在学・卒業証明書」なのか不明瞭な事例がすでに散見されており、この事実を鑑みるにeシールの先行的なサービスが、今後のeシール普及に大きな問題を抱える原因になるかもしれません。</p> <p>こういった背景からも、投稿者の別の意見（A）で示したように検証者側のガイドラインが必要であること、また、レベル2であってもどこまで何が検証できて、当該情報の確かさを確保できるのか、について明確にして頂きたいと考えます。</p>	<p>頂いたご意見については、参考として承ります。</p>
<b>【1.5 eシールを用いてトラストを確保する仕組み】</b>				
10	セコムトラストシステムズ株式会社	1.5 eシールを用いてトラストを確保する仕組み	<p>指針(第2版) 1.5 eシールを用いてトラストを確保する仕組み 「本指針では公開鍵暗号基盤（PKI）を活用した方式を例示したが、技術の進展により将来的には様々な方式が出てくることも考えられ、技術中立性の観点からはこれらの方式が排除されるものではない。」とする考え方に賛同します。</p> <p>一方で、そのような新しい方式が出てきた際、民間のビジネスのスピードは速いので、どのように迅速に制度の中に位置づけていくのかについては、継続的な検討が必要と思慮いたします。</p>	<p>頂いたご意見については、参考として承ります。</p>

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
11	公益社団法人日本文書情報マネジメント協会	1.5 eシールを用いてトラストを確保する仕組み	e シールに係る指針 1. 5 e シールを用いてトラストを確保する仕組み 国際的にみて、シールの利用方法につきましては、コンテンツから暗号キーを生成したり、コンテキストから暗号キーを生成したりするような運用が見受けられます。 我が国での運用は、コンテンツから暗号キーを生成することだけで想定されており、国際的なコンテンツの取引に対して運用を同期することができないシーンがあります。 このような具体的なデータ運用等からの標準化、規準化をお願いします。	頂いたご意見については、参考として承ります。
<b>【1.6 eシールの生成方式（ローカルeシール方式/リモートeシール方式）】</b>				
12	セコムトラストシステムズ株式会社	1.6.2 リモートeシール方式	指針(第2版) 1.6.2 リモートeシール方式 eシールは、複数の場所からの利用（本社、支店など）や、帳票システム等のシステムを介しての利用も考えられます。 そのため、署名鍵は特定の者の手元ではなく遠隔地にて保管し、署名（シール）するサービスが発展するものと考えられます。また、eシール用電子証明書は、組織単位の発行となるため、自然人に対する電子署名書と比して、発行枚数は少なくなると想定されるため、eシール用証明書のビジネスモデルは、電子証明書の売り切りモデルではなく、リモートeシールを組み合わせた、トランザクション課金のモデルが主流となると予測します。そのため、リモートeシールサービスについては、適合した署名鍵管理の下、組織によるシールであることを保証するための、適合性基準を整備し、安心して利用できる枠組みは、早急に整備する必要があると考えますので、リモートeシール生成事業者に対する規律についても引き続きの議論に期待いたします。 また、eシールは大量のドキュメントに機械的に付与されるユースケースも想定されます。その場合、大量の署名検証がリボジトリに集中することになりますので、キャパシティ管理の視点も必要なると思慮いたします。	リモートeシールについては、デジタル庁におけるリモート署名生成事業者に係る論点を含めた議論を注視し、引き続きの検討課題といたします。その観点から、デジタル庁と引き続き連携の上、検討を進めてまいります。 頂いたご意見については、参考として承ります。
<b>【第2章 我が国におけるeシール用認証業務の在り方】</b>				
13	公益社団法人日本文書情報マネジメント協会	第2章 我が国におけるeシール用認証業務の在り方	e シールに係る指針 2章 我が国における e シール用認証業務の在り方。 本指針においては、シールの発行者についての規定は実施されました。しかし、一般的な利用者が、検証を実施しようとした場合にいかなる手順または検証方法がとれるのか、またその検証の信頼性の維持はどのようにするかなど 課題をもっているものと考えます。今後の検討事項とは存じますが、継続して、ご検討いただくことを期待いたします。	頂いたご意見については、参考として承ります。
14	公益社団法人日本文書情報マネジメント協会	第2章 我が国におけるeシール用認証業務の在り方	e シールに係る指針 2章 我が国における e シール用認証業務の在り方。 具体的な運用面におきまして、下記ポイントでのご検討が必要と存じます。継続して、ご検討のほどお願いいたします。 ・証明書有効期間に言及していない タイムスタンプ並みに10年になるのか ・実在性確認は定期的に行われるのか ・秘密鍵流出時の対応が必要（失効により発行済みeシールが無効にならないために必要） ・関連してタイムスタンプの要否に触れられていない	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
<b>【2.1 e シール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲】</b>				
15	株式会社帝国データバンク	2.1 e シール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲	<p>14ページ-15ページ</p> <p>2. 1 e シール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲</p> <p>eシール用電子証明書に記載される「出所・起源を一意に識別可能とする組織識別子」に関し、公的・民間双方の番号体系を含めて定義することが重要と認識するところ、方向性に賛同します。</p> <p>また、以下2点も賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「法人等についてはプレフィクス『NTRJP』を使用し、既存の番号体系『法人番号』と組み合わせ、組織識別子を構成すること。</li> <li>・「認定に係るeシール用電子証明書には、公的機関が発行する番号体系を用いた組織識別子を少なくとも1つ記載することを要件とするが、取引主体識別子（LEI）や後述の民間企業コードを用いた組織識別子を追加で記載することは可能とすること。</li> <li>・「民間企業が提供する番号体系のみを使用しても良いこととする。なお、認定eシール用認証業務に係るeシール用電子証明書と同様、複数の番号体系を利用することも可能とする。その場合、プレフィクスについては、国際的な相互運用性を考慮し、『●●：JP』（●●には識別子プレフィクスが入る。）を使用することを推奨すること。</li> </ul>	本指針（案）の賛同のご意見として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
16	セコムトラストシステムズ株式会社	2.1 eシール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲	<p>指針(第2版)</p> <p>2.1 eシール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲</p> <p>「法人の場合は、プレフィックス「NTRJP」+法人番号、 「政府機関・地方自治体の場合は、「GOVJP」+法人番号を組み合わせて使用可能」と記載してあります。</p> <p>S/MIME BRsでは、ベース・レジストリが異なる場合にNTRとGOVを使い分けられることを説明しているという理解です。 日本で、法人番号という共通のベース・レジストリを元にするのであれば、法人および政府機関・地方自治体は、「NTRJP」で共通化した方が、認証局および証明書を読み込むシステム側も仕組みが複雑にならず、良いのではないかと考えます。</p> <p>subject:commonNameとsubject:organizationIdentifierに何を記載可とすることにより、以下の3パターンに分かれるかと思われま。</p> <p>発行先は、警察庁の下位組織である「警察大学校」とします。 以下の場合であれば、(1)が良いのではないかと考えておりますが柔軟性を考慮するのであれば、(2)も検討の余地があるのではないかと考えております。</p> <p>(1) subject:commonName = 法人番号保有組織 (下位組織の記載は禁止)。 subject:organizationIdentifier = 法人番号保有組織の法人番号。 「GOVJP」を許容しない方がシンプルになってよいと思います。</p> <p>subject:organizationIdentifier NTRJP-8000012130001 subject:commonName 警察庁</p> <p>(2) subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:organizationIdentifier = 法人番号保有組織の法人番号。(commonNameの上位組織の法人番号の記載は許容) 「GOVJP」を許容しない方がシンプルになってよいと思います。</p> <p>subject:organizationIdentifier NTRJP-8000012130001 subject:commonName 警察大学校</p> <p>(3) subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:organizationIdentifier = commonNameに記載の法人の法人番号記載のみ許可。(commonNameの上位組織の法人番号の記載は禁止) 「GOVJP」を許容することになるかと思えます。</p> <p>subject:organizationIdentifier GOVJP subject:commonName 警察大学校</p> <p>(参考)</p> <p>Baseline Requirements for the Issuance and Management of Publicly-Trusted S/MIME Certificates 7.1.4.2.2 Subject distinguished name fields * `NTRGB-12345678` (NTR scheme, Great Britain, Unique Identifier at Country level is 12345678). * `NTRUS+CA-12345678` (NTR Scheme, United States - California, Unique identifier at State level is 12345678).</p> <p>For example: * GOVUS (Government Entity, United States) * GOVUS+CA (Government Entity, United States - California) * INTXG (International Organization)</p>	<p>組織識別子としてのプレフィックスについては、行政機関等と民間団体等を区別する必要性を考慮して「GOVJP」を使用可能とすることで整理いたしました。 頂いたご意見については、参考として承ります。</p>

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
<b>【2.2 e シール生成者の実在性・申請意思の確認の方法】</b>				
17	株式会社帝国データバンク	2.2 eシール生成者の実在性・申請意思の確認の方法	16ページ-17ページ 2. 2 eシール生成者の実在性・申請意思の確認の方法 以下に賛同します。 「eシール生成者の実在性の確認については、①法的な存在、②物理的な存在、③運営的な存在の3点について確認することが想定される」こと。 また、以下も賛同します。 図10「保証レベル2の認定e シール用認証業務における組織等の実在性確認方法のイメージ」 図11「保証レベル2の認定e シール用認証業務における申請意思確認方法のイメージ」 図12「保証レベル1のe シール用認証業務における組織等の実在性確認方法のイメージ」 図13「保証レベル1の認定e シール用認証業務における申請意思確認方法のイメージ」	本指針（案）の賛同のご意見として承ります。
<b>【2.3 e シール用電子証明書のフォーマット及び記載事項】</b>				
18	株式会社帝国データバンク	2.3 eシール用電子証明書のフォーマット及び記載事項	18ページ 2. 3 eシール用電子証明書のフォーマット及び記載事項 以下に賛同すると共に、速やかな検討と公表を望みます。「eシール用電子証明書にあつては、『電子署名』用電子証明書と『eシール』用電子証明書を機械判読可能な形で区別できる記載事項を設けることとする。EUにおいては、トラストサービスの種別ごとにOID（Object Identifier）を規定し、電子証明書の記載事項の一つである証明書ポリシーに記載することで、電子署名とeシール等の電子証明書を区別しているところ、国際相互運用性の観点からも、共通証明書ポリシーとしてOIDを記載する」こと。	本指針（案）の賛同のご意見として承ります。
19	セコムトラストシステムズ株式会社	2.3 eシール用電子証明書のフォーマット及び記載事項	指針(第2版)(案) 2.3 eシール用電子証明書のフォーマットおよび記載事項 拡張領域 CRL配布点のサンプルURLですが、https ではじまっていますが、httpしか許容されていないので修正いただいた方がよろしいかと思います。  (参考) Baseline Requirements for the Issuance and Management of Publicly-Trusted S/MIME Certificates 7.1.2.2 Subordinate CA certificates b. cRLDistributionPoints (SHALL be present) This extension SHALL NOT be marked critical. It SHALL contain the HTTP URL of the CA's CRL service.	頂いたご指摘を踏まえ、「http://」へ修正いたします。
<b>【2.4 認証局の秘密鍵の管理に係る基準】</b>				
20	セコムトラストシステムズ株式会社	2.4 認証局の秘密鍵の管理に係る基準	指針(第2版) 2.4 認証局の秘密鍵の管理に係る基準 基本的には電子署名法の規定を準用するという「eシールに係る指針」の考え方を維持するという方向感に賛同いたします。 「電子署名法」[eシール]「タイムスタンプ」で、異なる管理基準となってしまうと、その基準を順守する事業者負担が増えることが想定されますので、規準としては一つの規準を準用する形が望ましいと考えます。	本指針（案）の賛同のご意見として承ります。



項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
<b>【2.8 eシール用電子証明書の失効要求】</b>				
21	セコムトラストシステムズ株式会社	2.8 eシール用電子証明書の失効要求	指針(第2版) 2.8 eシール用電子証明書の失効要求 「認証局側からeシール用電子証明書を失効可能とする。」という方針に賛同いたします。	本指針（案）の賛同のご意見として承ります。
<b>【その他】</b>				
22	個人	-	(A) === 両資料に関して 全体を通して、検証者側の記載が極端に少ないように思います。eシールのデータフォーマットについて具体的な記載はなく、eシール生成側の、例えばeシール用電子証明書に関しては粒度が細かく記載されている一方で、検証側についてはその手順や留意点などが欠如している印象があります。 eシールを生成する側面だけを議論した結果かと思いますが、実際にeシールが利用される際には検証頻度の方が生成頻度よりも高い（注：同じeシールが複数回検証されることがあるため）ことを想定しなければなりません。 今後、別のガイドラインで検証側の留意点などはサポートされるのでしょうか？発行してしまい、ではなくeシールを流通・浸透させる施策が鑑みると検証側のドキュメント類が必要かと思えます。	「eシールに係る検討会 最終取りまとめ（案）」で示したとおり、eシールの検証に係る技術的な側面については、民間団体の取組も参考にすることとしています。 頂いたご意見については、参考として承ります。